



国家公務員の定年が令和5年度より2年に1歳ずつ段階的に引き上げ。地方公務員にも同様の仕組みが設けられ、「役職定年制」の導入や60歳以降の多様な働き方のニーズに対応する「定年前再任用短時間勤務制」の創設も。

POINT

「改正地方公務員法」による 定年の引き上げについて

新たな仕組みの背景

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、地方公務員については、複雑・高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していく必要があります。また、こうした組織としての事情にとどまらず、それぞれの職員に対して、高齢期における多様な職業生活設計を支援していくことが求められています。

このため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられ、諸々の制度が整えられることと歩調を合わせて、地方公務員についても、同様の仕組みが設けられることになりました。

定年の引き上げと職員の給与 (条例改正による対応)

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされてお

り、この点は今回改正されておりません。ただ、基準とすべき国家公務員の定年が階段状に引き上がっていくため、それぞれの地方公共団体では、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで、定年を段階的に引き上げる条例改正が必要になります。

また、定年が引き上げられることにより、新たに60歳を超える職員の給与、退職手当をどのように定めるかという問題が出てきます。こちらも、それぞれの地方公共団体が条例で定めるわけですが、国家公務員の取扱いを踏まえると、給与水準については、基本的に、60歳到達直前の7割に設定する必要があります。国家公務員における7割は、法律で固まった数値であり動かさません。地方公務員においても、これに準じて考えていくこととなります。

退職手当については、60歳以後で定年に達する前に退職する職員が出てきますが、これまでに比べて不利とならないよう、定年退職扱いで算定されます。また、給料月額を7割にとどめる措置に伴う不利を避けるため、退職手当の算定に際しては、ピーク時



総務省自治行政局
公務員部 公務員課長
加藤 主税

[かとう・ちから]
1969年生まれ。1992年自治省入省。地方自治法改正、消防組織法改正、地方分権推進などに携わる。大分県、岩手県、岡山市などに勤務。本年7月より現職。

の給料月額を用いる特例が設けられます。

法改正の内容① — 役職定年制の導入

定年が引き上げられ、それぞれの職員が公務に従事する期間が長くなる中で、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、「管理監督職務上限年齢制」が導入されます。やや縮めて、「役職定年制」と言い習わしています。平たくいえば、上層ポストの巡りを滞らせないことにより、組織におけるマンネリを防ぎ、みずみずしさを保つということでしょうか。

役職定年制は、①管理監督職に就いている職員について、役職定年年齢に到達した後（役職定年年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間）に、管理監督職以外の職に異動させるとともに、②役職定年年齢に達している者については、新たに管理監督職に任命できないようにする措置を講ずるものです。

管理監督職の範囲は、管理職手当を支給される職及びこれに準ずる職を条例で定め

るとされており、役職定年年齢は60歳を基本に条例で定めることとなります。地方公共団体が条例で定めるわけですが、国家公務員の取扱いを踏まえる必要があるのは、給与や退職手当の場合と同様です。役職定年制については、職や職員個人に着目した特例も設けられることになっています。

法改正の内容② — 定年前再任用短時間勤務制の創設

定年が引き上げられ、65歳までフルタイムで勤務することが原則となる中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用できるように、新たな仕組みが用意されています。

「定年前再任用短時間勤務制」と呼んでいます。現にある地方公務員の短時間勤務の再任用制度と類似する仕組みです。勤務時間や給与の仕組みは同じですが、職員を中長期的な業務に従事させる可能性を広げること、本来なら引上げ後の定年が適用されるはずであることを踏まえ職員の身分の安定性の確保が必要であることを考慮し、任期は1年以内の更新制としないで、退職せずにそのまま勤務していた場合の定年退職日に当たる日まで（最長5年間）としていた点が異なっています。

定年前再任用短時間勤務制は、定年退職

者を採用する現在の再任用制度とは異なり、職員本人が短時間勤務を希望する場合には、本人の意思にのっとり、いったん退職した上で、短時間勤務で採用される仕組みであり、地方公共団体の側で、職員に対して定年前再任用短時間勤務を強要するようなことがあつてはなりません。あくまでも職員本人の発意に基づくものです。

なお、定年引上げが完了すれば、基本的に65歳まで常勤職員としての勤務が可能となることから、現在ある再任用制度は廃止されることとなります。ただし、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳の年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現在ある再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が残ることになっています（次頁の「表」参照）。

法改正の内容③ — 情報提供・意思確認の制度化

これまで触れたように、今回の改正に伴い、60歳以後の職員の勤務形態が多様になり、また、その処遇内容も60歳までとは大きく異なってきました。こうした点にかんがみると、60歳以後に勤務する前の段階において、60歳以後の任用・給与・退職手当の制度がどうなるのか、職員が十分に認識し、60歳以後の勤務の意思（引き続き勤務するのか、退職するのかなど）を決定する

ことが不可欠です。このため、職員に対して、情報を提供し、意思を確認する旨の法律上の手続が設けられています。

地方公共団体の人事当局は、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用・給与・退職手当などに関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとされています。勤務に関わる意思決定に当たり、重要な要素となるこのような情報を、わかりやすく確実に提供・説明し、職員は十分に理解し、消化した上で、納得すべくの決定をする、これが望ましい手順でしょう。いわば、高齢期の公務従事に関するインフォームド・コンセントです。

新しい定年の仕組みが、それぞれの地方公共団体で受け容れられ、定着していくためには、この手続が期待されるよう機能するかどうかを鍵を握ると言ってもいいかもしれません。条例や規則の整備を経た上で、情報提供・意思確認の手続は、定年引上げが始まる令和5年度の前年度である令和4年度中には開始されます。人事当局・職員の皆さん双方が真摯に向き合ってほしいと思います。

新たな定年制は、地方公共団体の条例の内容如何で、その仕組みが大きく異なる可能性があります。関係する地方公共団体の条例整備に注目してください。

【表】定年の段階的引上げ

年度	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)	令和14年 (2032)	令和15年 (2033)
定年	60歳	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
参考) 各年度で60歳になる者が年金を支給され始める年齢*1	65歳 (62歳)	65歳 (62歳)	65歳 (63歳)	65歳 (63歳)	65歳 (64歳)	65歳 (64歳)	65歳 (65歳)	65歳 (65歳)	65歳 (65歳)	65歳 (65歳)	65歳 (65歳)	65歳 (65歳)	65歳 (65歳)
昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日	65歳*2 再任用 ⑤	「旧地方公務員法再任用職員」 【旧地公法】 §28の4(フル) §28の5(短) §28の6(組合・フル短)											
昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日	64歳 再任用 ④	65歳 再任用 ⑤	【改正附則】 §8①・② (暫定再任用へ採用されたものと見なし任期を継承)										
昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳 再任用 ③	64歳 再任用 ④	65歳 暫再 ⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 §4①・③(フル) §5①・②(組合・フル) §6①(短) §7①・②(組合・短)									
昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日	62歳 再任用 ②	63歳 再任用 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤									
昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日	61歳 再任用 ①	62歳 再任用 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤								
昭和36年4月2日～ 昭和37年4月1日	60歳 定年 退職	61歳 再任用 ①	62歳 暫再 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤							
昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日	59歳	60歳 定年 退職	61歳 暫再 ①	62歳 暫再 ②	63歳 暫再 ③	64歳 暫再 ④	65歳 暫再 ⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 §4②・③(フル) §5③・④(組合・フル) §6②(短) §7③・④(組合・短)					
昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日	58歳	59歳	60歳	61歳 定年 退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
昭和39年4月2日～ 昭和40年4月1日	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年 退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年 退職	64歳 暫再	65歳 暫再			
昭和41年4月2日～ 昭和42年4月1日	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年 退職	65歳 暫再		
昭和42年4月2日～ 昭和43年4月1日	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年 退職	
昭和43年4月2日～ 昭和44年4月1日	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年 退職

※1 カッコ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したもの
 ※2 年齢は年度末年齢

60歳の誕生日以後は、
 定年前再任用短時間勤務が可能
 【新地公法】 §22の4 【改正附則】 §3①